

## 主要記事の要旨

### スイスの「経済に関する国の供給政策」と農政改革 —備蓄政策を中心として—

樋口 修

- ① 2007年10月17日、スイスの連邦参事会（内閣）は、連邦国民経済省から提出された報告書「責任在庫政策2008-2011」を了解した。この報告書は、今後4年間のスイスの備蓄政策の内容と共に、現在のスイスの、資源供給に関するリスクの状況認識を示すものである。本稿では、この報告書の内容を中心に、現在のスイスの「経済に関する国の供給政策」（その中心的政策手段は、備蓄政策である。）と、農業政策の概要を紹介する。食料・農業政策の分野では、スイス農業は我が国の農業と類似する課題に直面している。食料自給率は、我が国と同様低く、輸入農産物への依存は、国内への食料供給リスクを高めている。
- ② 市場に混乱が生じ、食料等の重要な物資・サービスの供給危機が生じた場合等には、当該物資・サービスの保障が、連邦政府の任務となる。この目的で連邦政府が市場経済に関与して行う政策が、経済に関する国の供給政策である。その政策目的は、1980年の連邦憲法改正によって、国防政策から経済政策の領域に拡張され、今日では、冷戦の終結等に伴い、ますます経済政策としての性格を強めている。
- ③ 経済に関する国の供給政策の中心を構成する制度が、備蓄（特に義務的責任在庫）の構築である。今日のスイスでは、食料・エネルギー・医薬品の3分野について、義務的責任在庫が保有されている。食料分野については、約4か月分の消費量を充足する義務的責任在庫が構築されており、供給危機が発生した場合には、その他の、経済に関する国の供給政策の政策手段と併せて、一人一日あたり2,300kcalの最小食料要求量を、6か月間確保することが目標とされる。
- ④ 冷戦の終結以降、1990年代後半から2000年代前半にかけて、スイスの経済に関する国の供給政策と責任在庫は、特に財政上の理由から、大幅にその規模を縮小した。責任在庫の品目と数量が削減され、また、経済に関する国の供給政策を実施する組織が縮小再編された。
- ⑤ 食料に関する緊急事態対応策は、中・長期的には食料自給力の維持、すなわち農業政策に帰着する。経済に関する国の供給政策と責任在庫の規模が縮小しているため、食料供給の確保に関して、農業政策の占める役割が高まっている。現在のスイスの農業政策である「農業政策2011」では、単に農業生産力を潜在的に保持するだけでなく、市場において持続的な農業生産を実現することによって、連邦憲法第104条に掲げられた農業の果たすべき役割が達成できるとし、スイス農業の競争力強化を通じて、その目標の実現を図っている。
- ⑥ スイスの備蓄政策との比較に供するため、現行の我が国の主要な備蓄制度及び備蓄量の概要について付記した。

# スイスの「経済に関する国の供給政策」と農政改革 —備蓄政策を中心として—

樋口 修

## 目次

はじめに

I スイスの食料供給事情

II 経済に関する国の供給政策

1 供給活動に対する連邦政府の関与

2 沿革

3 基本原則

4 実施組織

5 政策手段

III 経済に関する国の供給政策と食料備蓄

1 備蓄の意義と種類

2 責任在庫

3 家庭内備蓄

IV 経済に関する国の供給政策と農政改革

1 経済に関する国の供給政策・責任在庫の縮小

2 経済に関する国の供給政策から農業政策へ

3 「農業政策2011」における食料供給確保策

おわりに

付 我が国の主要な備蓄制度の概要

1 食料分野

2 エネルギー分野

3 医薬品分野

4 工業分野

## はじめに

2007年10月17日、スイスの内閣に相当する連邦参事会 (Bundesrat) は、連邦国民経済省 (Eidgenössisches Volkswirtschaftsdepartement) から提出された、2008年から2011年までの新しいスイスの備蓄政策に関する報告書「責任在庫政策2008-2011」(“Pflichtlagerpolitik 2008-2011”)<sup>(1)</sup>を了解した。この報告書は、前期(2004-2007年)の備蓄政策の実施状況について報告し、また、当期(2008-2011年)の備蓄政策の目標と講ずる措置を確定するという、2つの役割を持っている<sup>(2)</sup>。

備蓄政策の計画期間は4年間であるため、連邦国民経済省は、4年に一度、備蓄政策の内容を見直し、その内容が情勢の変化に適合するよう変更を加えることができる。したがって、新しく決定された「責任在庫政策2008-2011」は、今後4年間のスイスの備蓄政策の内容と共に、現在のスイスの、資源供給に関するリスクの状況認識を示すものとなっている。

スイスの食料備蓄政策は、北欧諸国の食料備蓄政策<sup>(3)</sup>と共に、食料に関する緊急事態対応の事例としてしばしば取り上げられるところである。ただし、備蓄は、緊急事態に対応するための重要な政策手段ではあるが、あくまでもその一つであるにすぎない。スイスの場合、備蓄は、他の政策手段(生産転換命令、配給制度、輸入促進・輸出制限、輸送手段の提供等)と合わせて、「経済に関する国の供給」(wirtschaftliche Landesversorgung)と呼ばれる、経済上の緊急事態への対応策を構成している。

もとより、スイスと我が国では、人口規模、歴史的経緯、憲法を始めとする法制度等が異なるため、単純な制度比較は困難である。しかし、後述するように、スイス農業は我が国の農業と類似する課題に直面しており、また、同国の供給熱量自給率(49%〔2003年〕)は、我が国の水準(40%〔同〕)に近い。従って、この点において、食料・農業・農村に係る同国の制度とその動向を紹介することは、今後の我が国の食料・農業・農村政策を検討する上で、意義を有すると考えられる。

本稿では、まず、スイスの「経済に関する国の供給政策」の全体像を紹介し、次に、上述の「責任在庫政策2008-2011」の内容をもとに、現在のスイスの食料備蓄政策について、その概要を紹介する。なお、経済に関する国の供給政策(備蓄政策を含む)は、食料分野のみならず、エネルギーや医薬品等の分野にも及ぶ総合的なものであり、例えば、今日の備蓄政策は、金額面では、エネルギー備蓄に要する費用が最大となっている。このため、食料以外の他の分野の施策についても、必要な範囲で言及する。

また、経済に関する国の供給政策(備蓄政策を含む)は、あくまでも、最大で6か月間という短・中期的な供給危機への対応策にすぎない。食料の場合、6か月を超える中・長期的な食料供給危機に対して有効であるのは、自給力の維持、即ち国内農業の食料供給力を確保することである<sup>(4)</sup>。従って、食料に関する緊急事態対応策は、中・長期的には農業政策に帰着する。

2008年から2011年までのスイスの農業政策を定める「農業政策2011」政策案(Agrarpolitik 2011; 関連法の改正及び2008年から2011年の関連予

(1) Eidgenössisches Volkswirtschaftsdepartement, *Pflichtlagerpolitik 2008-2011*, 2007. 同文書は、スイス連邦経済供給庁ホームページの刊行物のページ〈<http://www.bwl.admin.ch/dokumentation/00445/index.html?lang=de>〉から入手できる。

(2) *Ibid.*, p.6.

(3) 北欧諸国の食料備蓄制度を解説した文献としては、森田倫子「北欧における緊急時の食料供給確保策-フィンランド・ノルウェー・スウェーデン-」(『主要国における緊急事態への対処 総合調査報告書』(調査資料2003-1) 国立国会図書館調査及び立法考査局, 2003, pp.169-183.)がある。

(4) 矢口芳生『食料と環境の政策構想』農林統計協会, 1995, pp.200-202.

算等からなる。)は、2006年5月17日、連邦参事会により、スイス連邦議会<sup>(5)</sup>に提出された。スイス連邦議会は2007年6月22日、この「農業政策2011」案を、修正のうえ可決した。これに伴って農業関連の28の政令が改正され、2008年1月1日から、新しい農業政策が施行されている<sup>(6)</sup>。本稿では、この新しい農業政策に反映された、国内農業の食料自給力を確保することに関するスイス政府の考え方を、「農業政策2011」の内容に即して紹介する。最後に、比較対照に資するため、我が国の主要な備蓄制度について、その概要を述べる。

## I スイスの食料供給事情

スイスの面積は約4万1千平方キロメートル(日本の約9分の1)、人口は約741万5千人(日本の約17分の1)である<sup>(7)</sup>。国土の約7割は中南部のアルプス山脈と北西部のジュラ山脈で占められ<sup>(8)</sup>、人口・産業の大半は、両山脈に挟まれた残り3割の中部平原(Mittelland)に集中している。穀物・野菜等、耕種作物の農業生産は、主にこの中部平原で行われるが、その面積は著しく限定されている。農地面積(2005年現在で約107万ヘクタール)のうち耕地は約4割(約

41万ヘクタール)を占めるに過ぎず、残りの大半は永年草地(約63万ヘクタール)である。このため、放牧を中心とした山岳農業が広くみられるが<sup>(9)</sup>、この点は我が国と著しく異なる。

こうした地理的要因を反映して、スイスの食料自給率は、我が国と同様低いものとなっている。表1は、2003年における主要国の供給熱量自給率・品目別自給率を示したものであるが、スイスの供給熱量自給率は49%であり、他の欧米主要国よりも低く、我が国(40%)に近い水準となっている。品目別自給率では、牛乳・乳製品では100%を超過して国内自給を達成しているものの、穀物自給率は49%、砂糖類の自給率は43%、油脂類の自給率は30%となっている。さらに個別の品目でみると、米・コーヒーは全量(100%)、植物油では約80%を、外国から輸入している<sup>(10)</sup>。また、畜産物は比較的高い自給率を維持しているものの、飼料は相当量を輸入に依存している<sup>(11)</sup>。こうした食料自給率等の点で、スイス農業は、我が国の農業と類似した課題を有しているといえる。

(5) スイス連邦議会(Bundesversammlung)は、国民を代表する国民議会(Nationalrat)と、各邦を代表する全邦議会(Ständerat)の二院から構成されている。国民議会の定数は200名であり、各邦を選挙区として比例代表制で選出される。邦への定数配分は、邦の人口に応じて行われる。任期は4年である。全邦議会の定数は46名であり、各邦から2名(半邦からは1名)選出される。選出方法は各邦に委ねられているが、今日では大部分の邦が、国民議会選挙と同じ日に選挙を行って選出している。連邦議会は、連邦法律の制定、条約の承認、連邦予算の決定、連邦参事会閣僚の選任、連邦の行政・司法の監督等を行うが、これらに際して、両院の権限は対等である。

(6) 「農業政策2011」の内容を紹介した文献としては、例えば、樋口修「スイス農政改革の新展開-『農業政策2011』政府草案を中心として-」『レファレンス』660号,2006.1, pp.79-94がある。なお、市場支持から直接支払いへの置き換え、ミルク・クォータの廃止、穀物・飼料関税の引き下げ等、「農業政策2011」の内容の一部については、2009年1月1日から施行されることになっている。

(7) *Statistisches Jahrbuch der Schweiz 2007*, pp.514-515。なお、人口は2006年のデータである。

(8) 我が国は、国土の約7割が山地、国土の約67%が森林である。

(9) 「海外農業情報-各国農業概況-スイス」(2005年9月15日現在)農林水産省ホームページ<[http://www.maff.go.jp/kaigai/gaikyo/f\\_z\\_17swetz.htm/](http://www.maff.go.jp/kaigai/gaikyo/f_z_17swetz.htm/)> なお、農地面積等の土地利用データについては、*Statistical Data on Switzerland 2007*, p.14.に基づき更新した。

(10) Federal Department of Economic Affairs and Federal Office for National Economic Supply, "Standard Presentation on National Economic Supply", 2007.7, p.3. スイス連邦経済供給庁ホームページ<<http://www.bwl.admin.ch/dokumentation/00539/index.html?lang=en>>

(11) 「海外農業情報」前掲注(9)

表1 主要国の供給熱量自給率及び品目別自給率〔2003年〕

(単位：%)

	供給熱量 自給率	品目別自給率													
		穀類	穀類内訳			いも類	豆類	野菜類	果実類	肉類	卵類	牛乳・ 乳製品	魚介類	砂糖類	油脂類
			食用穀物	うち小麦	粗粒穀物										
日本	40	27	60	14	1	83	6	82	44	54	96	69	50	35	13
スイス	49	49	49	51	49	75	26	39	88	82	50	110	2	43	30
イタリア	62	73	64	57	81	55	21	122	106	78	102	71	28	55	49
英国	70	99	99	102	100	71	55	42	3	66	92	92	38	63	40
ドイツ	84	101	104	108	97	119	10	44	37	96	78	117	21	129	60
フランス	122	173	157	166	203	104	87	87	71	106	98	125	40	188	101
アメリカ	128	132	198	207	121	92	143	96	77	108	102	96	77	86	129
カナダ	145	146	290	311	99	144	164	59	17	132	96	103	90	7	173
オーストラリア	237	333	434	497	220	98	409	96	97	158	99	180	44	249	248
(参考)韓国	45	28	—	0	—	98	8	95	85	81	100	81	62	—	3

(出典) 農林水産省『平成17年度 食料需給表』pp.264, 266. 農林水産省による試算値。

(なお、韓国については、韓国農村経済研究院統計データベース「食品需給表」〈[http://203.255.236.5:8000/kreistats/src/list\\_1.jsp?pclass=1](http://203.255.236.5:8000/kreistats/src/list_1.jsp?pclass=1)〉の「6.1 主要食品自給率表-主要食品自給率表」「6.2 主要食品自給率表-供給栄養素自給率表」「8.1 国際統計-国別主要食品自給率」掲載のデータによる。したがって、厳密には、他の国のデータとの整合性はない。)

(注) 食用穀物：小麦、ライ麦、米及びその他の食用穀物（日本はそばを含む）の合計。

粗粒穀物：大麦、オート麦、とうもろこし、ソルガム、ミレット及びその他の雑穀（日本は裸麦を含む）の合計。

## II 経済に関する国の供給政策

### 1 供給活動に対する連邦政府の関与

国内での食料生産が十分でないことに加え、内陸国という地理的な位置、エネルギー・原材料の輸入依存度の高さ<sup>(12)</sup>、国外への生産拠点の移動、ジャストインタイム方式による在庫の縮小<sup>(13)</sup>等の理由により、スイス経済は海外依存度を高めている<sup>(14)</sup>。こうした状況は、食料・エネルギー・医薬品・輸送サービス等の重要な物資・サービスをスイス国内に供給する上で、海外の動向に左右され、深刻な欠乏が生じるリスクが高まることにもなった。

このような重要な物資・サービスの供給主体は、市場経済においては、通常の場合、民間部門である。国の役割は、民間部門が供給を行うための良好な環境を形成することにとどまる。しかし、市場に混乱が生じ、民間部門のみでは、当該物資・サービスの供給を保障することができない深刻な欠乏が生じた場合、又は軍事的脅威若しくはその他の力の政策から生じる脅威（例えば、経済封鎖等）が存在する場合には、スイス国内にこのような重要な物資・サービスの供給を保障することが、連邦政府の任務となる。

この目的で連邦政府が市場経済に関与して行う政策を、スイスでは「経済に関する国の供給」

(12) 例えばエネルギーにおいては、スイスはエネルギー供給量の80%を輸入に依存している。このうち石油・天然ガスは全量を輸入しており、水力発電の資源が豊富な電力でも、原子力発電用のウランを全量輸入しているため、約40%を輸入に依存している。op.cit. (10), pp.3-4.

(13) ジャストインタイム方式とは、「各工程において、必要な部品が必要なときに必要な数量だけ揃うようにする生産方式」(荒憲治郎ほか編『経済辞典(第4版)』有斐閣, 2002, p.560.) のことである。ジャストインタイム方式に対応するためには、多頻度・小ロット(小単位)による部品の輸送が必要であるため、当該部品を輸入している場合には、国際輸送サービスへの依存度が、この方式を採用していない場合に比べて大きくなる。

(14) op.cit. (10), p.4.

(wirtschaftliche Landesversorgung) と呼んでいる。その今日における主な法令上の根拠は、連邦憲法第102条<sup>(15)</sup>及び「1982年10月8日の経済に関する国の供給に関する連邦法 (Bundesgesetz über die wirtschaftliche Landesversorgung vom 8. Oktober 1982)」(以下「経済に関する国の供給法」という。)である。これらの法令、法令に基づく諸命令及び2003年10月15日に連邦参事会が閣議了解した「経済に関する国の供給戦略」(Strategie der wirtschaftlichen Landesversorgung)等に基づいて、経済に関する国の供給政策は進められている。

## 2 沿革

経済に関する国の供給政策は、20世紀前半の総力戦<sup>(16)</sup>の時代において、中立政策をとっていたスイスが、「戦争準備 (Kriegsvorsorge)」、「戦時経済 (Kriegswirtschaft)」、「経済に関する国防 (wirtschaftliche Landesverteidigung)」等の概念に基づいて、広範な自給自足政策をとったことに、その淵源を発する<sup>(17)</sup>。すなわち、もともとは国防政策の一環であった。1938年には「1938年4月1日の(生命のために)特に重要な諸物資についての国の供給の保障に関する連邦法(Bundesgesetz über die Sicherstellung der Landesversorgung mit lebenswichtigen Gütern vom

1.4.1938)」が成立し<sup>(18)</sup>、1955年には、「経済上の戦争準備に関する1955年9月30日の連邦法(Bundesgesetz vom 30. September 1955 über die wirtschaftliche Kriegsvorsorge)」<sup>(19)</sup>がこれに代わり、第二次世界大戦及びその後の冷戦期を通じて、経済面での戦争への対応を行う根拠法として機能してきた。

しかし、1970年代に入ると、特に1973年の中東戦争による石油危機の経験から、ヨーロッパで直接戦争が発生しなくとも、スイスで重要な物資・サービスの供給が危機に陥る可能性があることが一般に認識され、緊急事態に対応する、より広範な供給政策が求められるようになった<sup>(20)</sup>。1980年の連邦憲法改正により、「経済が自力で対処することのできない深刻な欠乏の場合」にも、経済に関する国の供給政策が発動できるように、国防政策から経済政策の領域に、政策対象が拡張された<sup>(21)</sup>。この政策対象の拡張を受けて、1982年に、経済に関する国の供給法が制定され、「経済上の戦争準備に関する1955年9月30日の連邦法」に代わって、1983年9月1日から施行されている。

その後、1990年代後半に、スイスは中立政策の見直しを行ったが<sup>(22)</sup>、今日でもなお、経済に関する国の供給政策は、国防政策としての側面と、経済政策としての側面の、2つの性格を

(15) 「第102条 (国の供給)

1 連邦は、力の政策から生じる脅威若しくは軍事的脅威に際して、又は経済が独力で対処することのできない深刻な欠乏の場合に、(生命のために)特に重要な諸物資及び諸サービスに係る国の供給を保障する。連邦は、予防的措置を講ずる。

2 連邦は、必要な場合には、経済的自由の原則に違背することができる。」

なお、上記の邦訳は、スイス連邦政府ホームページ〈<http://www.admin.ch/ch/d/sr/101/a102.html>〉掲載の独語テキスト、及び*op.cit.* (10), p.5掲載の英訳に基づいた試訳である。

(16) 「軍事力だけの戦争でなく、国家全体の人員、物資、イデオロギーを用いて行う戦争」(瀧瀬厚「総力戦」『日本大百科全書 14巻』小学館, 1982, p.120.)

(17) Eidgenössisches Volkswirtschaftsdepartement, “Strategie der wirtschaftlichen Landesversorgung” (経済に関する国の供給戦略), 2003.10, p.11. スイス連邦経済供給庁ホームページ〈<http://www.bwl.admin.ch/dokumentation/00445/index.html?lang=de>〉

(18) 同日の1938(昭和13)年4月1日には、我が国では、国家総動員法(昭和13年法律第55号)が成立している。

(19) 1955年9月30日の連邦法の邦訳・解説としては、安田寛「経済国防の準備に関する法律」『外国の立法』23巻6号, 1984.11, pp.301-317がある。

(20) *op.cit.* (17), p.11.

(21) *Ibid.*

持っている。しかし、スイスに供給危機をもたらす主要な要因は、特に東西冷戦の終結以降、ヨーロッパにおける直接の軍事的脅威から、自然災害、事故、伝染病、テロリズム、資源供給国における紛争、気候変動、資源枯渇等へと移りつつある<sup>(23)</sup>。このため、経済に関する国の供給政策は、現在では、ますます経済政策としての性格を強めている。

### 3 基本原則

経済に関する国の供給政策の実施に関しては、ガイドライン(8原則)が定められている<sup>(24)</sup>。この8原則を以下に示す。

#### ① 政策の範囲

経済に関する国の供給政策は、重要な物資・サービスの、短・中期的な供給不足に対する政策である。その供給活動は、主に、基礎的供給(食料、エネルギー、医薬品の供給)に関して行われる。

#### ② 供給管理

経済に関する国の供給政策では、主に、供給量を変動させる(供給量を確保する)措置を講じる。これには、義務的備蓄の放出、生産統制、輸入促進等がある。

#### ③ タイムフレーム(政策の時間枠)

経済に関する国の供給政策では、少なくとも6か月間、市場に十分な(100%の水準の)量の供給を行うことを保障する。供給不足の期間がこの時間枠を越える場合には、供給量が減少することを想定しなければならない。

#### ④ 需要管理

経済に関する国の供給政策では、原則として、供給管理措置では十分な効果が得られない場合に限り、消費を抑制する措置を講じる。こ

のような措置としては、出荷割当制(出荷数量制限)、配給制、禁止措置等がある。

#### ⑤ 責任在庫

経済に関する国の供給政策では、供給保障の目的に応えるため、責任在庫<sup>(25)</sup>を維持する。責任在庫として保有される物資(重要な食料、エネルギー製品、医薬品)の範囲は継続的に見直され、必要とされる供給内容の修正に応じて調整される。

#### ⑥ サービスの提供

経済に関する国の供給政策では、基礎的供給の支援を第一目的として、輸送、情報・通信技術インフラストラクチュア、工業生産、人的資源の分野で、重要なサービスの提供を保障する。

#### ⑦ 価格設定

経済に関する国の供給政策では、重要な物資・サービスが不足した場合、その価格を監視し、必要に応じて、利潤を制限する。

#### ⑧ 国際状況

経済に関する国の供給政策では、国際状況を踏まえて、その供給政策を決定する。外国の資源やインフラストラクチュアへのアクセスを確保し、外国と共同で行う措置に関与し、また、他の国の情勢の進展を考慮する。

### 4 実施組織

経済に関する国の供給制度は、スイスの「ミリツ・システム」(Milizsystem)<sup>(26)</sup>に基づいて組織される。図1は、この制度の組織を図示したものであるが、その詳細な内容は、以下のとおりである。

#### ① 経済に関する国の供給代表者

制度運営の責任者となるのは、経済に関する国の供給代表者(Delegierte für die wirtschaftli-

<sup>(22)</sup> スイスは1996年10月に、北大西洋条約機構(NATO)との「平和のためのパートナーシップ」枠組み協定に調印し、また、2002年9月には、国際連合に加盟している。

<sup>(23)</sup> *op.cit.* (17), pp.18-27.

<sup>(24)</sup> *Ibid.*, pp.5-8.

<sup>(25)</sup> 第Ⅲ章第2節参照。

che Landesversorgung) である。経済に関する国の供給代表者は、民間部門の出身であることが定められており、連邦参事会によって任命され、非常勤でその職に就く。同代表者は、連邦国民経済省に対して責任を有し、連邦経済供給庁長官(Direktor des Bundesamtes für wirtschaftliche Landesversorgung) を、非常勤で兼ねる。

現在、経済に関する国の供給代表者(兼 連邦経済供給庁長官)の職には、ジゼレ・ジルジス・ミュスイ(Gisèle Girgis-Musy)氏が、2006年9月1日から就任している。同氏は、スイス最大の大規模小売業者であるミグロス・グループ(Migros-Gruppe)の現職の役員であり、役員のまま、非常勤で、経済に関する国の供給制度の運営責任者としての任務を果たしている。

② 経済に関する国の供給制度の部門

経済に関する国の供給制度は、基礎的供給部門(Grundversogungsbereiche)と、インフラストラクチュア供給部門(Infrastrukturbereiche)の二部門で構成される。前者は、食料、エネルギー、医薬品の3分野であり、後者は、輸送、

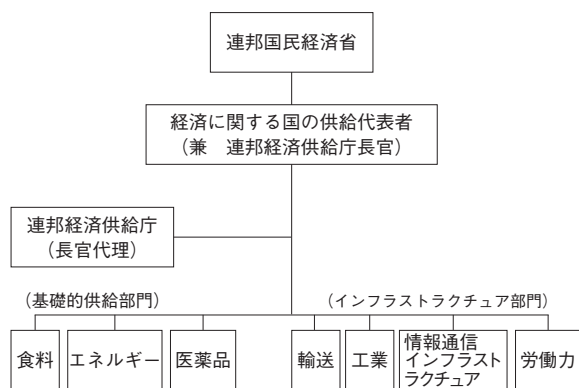
工業、情報通信インフラストラクチュア、労働力の4分野である。インフラストラクチュア供給部門の第一の目的は、基礎的供給(食料、エネルギー、医薬品の供給)の支援にある。

③ 連邦経済供給庁

連邦経済供給庁(Bundesamt für wirtschaftliche Landesversorgung; BWL)は、経済に関する国の供給代表者を補佐する連邦の機関であり、現在、約35名の常勤職員が同庁に勤務している。常勤職員の最高のポストは、長官代理(Stellvertretender Direktor)である。経済に関する国の供給制度に関する法律問題、義務的責任在庫(第Ⅲ章第2節参照)、管理業務、情報提供、各邦との協力は、連邦経済供給庁の所管である<sup>(27)</sup>。

経済に関する国の供給制度は、この約35名の連邦経済供給庁の常勤職員と、「ミリツ・システム」に基づく非常勤の専門家(約300~350名)が、共同で遂行する形式をとっている。ただし、非常勤の専門家の勤務態様は、必要に応じて、年に数日間、その専門的知識・経験を、経済に関する国の供給制度に提供するものであり、その業務の調整は、連邦経済供給庁によって行われている<sup>(28)</sup>。したがって、経済に関する国の供給制度は、連邦官庁である連邦経済供給庁が中心となって、官民共同で遂行する、「ミリツ・システム」に立脚した制度であるといえる。

図1 経済に関する国の供給制度組織図



(出典) Federal Department of Economic Affairs and Federal Office for National Economic Supply, "Standard Presentation on National Economic Supply", 2007. 7, p.6.

5 政策手段

経済に関する国の供給制度の具体的な政策手段は、図2に示すとおりである。これらの措置は、それを行うことが適切である場合、経済に関する国の供給代表者、又は連邦国民経済省の

26) 「ミリツ・システム」とは、公的職務の多くが、私的な職業をもつ人々の兼務として遂行される制度のことである。その代表的な例は民兵制である。スイスでは、この制度が市民や団体の政治行政への積極的な関与を実現しており、連邦制と並んでスイスの政治構造の基盤をなすものとされている。ただし、その反面で、国家機能の脆弱性をもたらすというデメリットがある(馬場康雄・平島健司編『ヨーロッパ政治ハンドブック』東京大学出版会, 2000, pp.81-82.)。

27) *op.cit.* (10), p.6.

28) *Ibid.*



要求に基づき、連邦参事会が命令することにより実施される。命令に基づいて措置を具体的に実施するのは、民間部門、邦（Kanton）、基礎的自治体（Gemeinde）である<sup>(29)</sup>。

具体的な政策手段の内容は、以下のとおりである。

① 備蓄（Vorratshaltung）

備蓄の放出は、供給量をコントロールする方法として有効である。したがって備蓄は、経済に関する国の供給政策の政策手段の中でも中心的な位置を占める。備蓄には、「責任在庫」（Pflichtlager）と「家庭内備蓄」（Haushaltvorrat）がある。食料に関する備蓄制度の詳細な内容は、第Ⅲ章で述べる。

② 生産統制（Produktionslenkung）

生産統制とは、増産又は生産転換を行うよう指示することをいう。例えば、贅沢品の生産や加工を停止し、（生命のために）特に重要な物資の生産に、その原料を使用するよう指示することがそれにあたる。生産統制措置は、工業部門だけではなく、食料供給を確保するため、農業部門に対しても行うことができる。

③ 消費統制（Verbrauchslenkung）

消費統制は、原則として、供給管理措置（備蓄の放出、生産統制、輸入促進等）を講じても、十分な効果が得られない場合に限って実施される。消費統制の目標は、消費量の抑制と公正・均一な分配の達成であり、この目標を実現するための政策手段には、出荷割当制（Kontingentierung）、配給制（Rationierung）、禁止措置（Verbote）等がある。

出荷割当制とは、指定された物資について、輸入業者・卸売業者・製造業者などの市場への出荷数量を制限することである。出荷数量（又は出荷削減率）は、連邦政府により決定される。輸入業者・卸売業者の段階での統制であるため、配給制に比べて管理コストが少なく、かつ迅速に実施できるが、最終消費者の段階での分配を統制することはできない。

配給制とは、全ての個人に対して、一定期間に一定量の商品を得る権利を与える制度であり、「配給カード」を個別に支給することにより行われる。したがって、各人は、これと引き換えに当該商品を購入することになる。配給量は政府により決定される。公正・均一な分配が

図2 経済に関する国の供給制度の政策手段

備蓄	生産統制	消費統制	サービス及びマンパワーの提供	その他の措置
責任在庫	増産指示	出荷割当制	輸送・物流システム	輸入促進・輸出制限措置
家庭内備蓄	生産転換指示	配給制	専門家のマンパワー	価格関連措置
		禁止措置	情報通信 インフラストラクチュア	その他 （状況分析 情報提供 教育訓練等）

（出典） Federal Department of Economic Affairs and Federal Office for National Economic Supply, "Standard Presentation on National Economic Supply", 2007.7, p.7.

<sup>(29)</sup> *op.cit.* (10), p.12.

達成できるが、管理コストが極めて膨大になり、また、実施のためには十分な準備期間が必要になる。

禁止措置とは、例えばサウナ・温水プールの営業禁止、広告用照明の使用禁止等により、エネルギー消費量を抑制する等の措置である。

#### ④ サービス及びマンパワーの提供 (Dienstleistungen)

基礎的供給 (食料、エネルギー、医薬品の供給) を保障するためには、輸送物流システムが機能していること、専門的知識・経験を有する専門家のマンパワーが確保できること、情報通信インフラストラクチャが安全・確実に利用できること等が必要である。経済に関する国の供給制度では、基礎的供給を支援するため、こうしたサービスが適切に供給されるよう措置を講ずる。

#### ⑤ その他の措置

国内供給量の増大を図るため、金融上の優遇措置の付与等による輸入促進措置や、特定の物資の輸出制限措置をとることができる。

また、重要な物資・サービスの供給不足が生じた場合に、その価格を監視し、必要な場合には、利潤制限や上限価格の設定等、不当な価格上昇から消費者を保護するための規制を行う等の措置をとることができる。

その他、状況分析、情報提供、教育訓練等を行うことがある。

なお、経済に関する国の供給制度の政策手段は、あくまでもその政策目的 ((生命のために) 特に重要な物資・サービスが供給危機に陥った場合の、短・中期的な供給保障) のために実施するものであり、通常の状態における産業政策等を推進する措置として、実施することはできない<sup>(30)</sup>。

### III 経済に関する国の供給政策と食料備蓄

#### 1 備蓄の意義と種類

供給量を変動させる (供給量を確保する)、経済に関する国の供給制度の政策手段には、備蓄の放出、生産統制、輸入促進等がある。しかし、重要な物資に関して供給危機が発生した場合に、その物資の供給を直ちに確保することができるのは、備蓄の放出だけである。このため備蓄は、経済に関する国の供給制度において、中心的な政策手段となっている。

スイスにおける備蓄には「責任在庫」(Pflichtlager) と「家庭内備蓄」(Haushaltvorrat) の2種類がある。前者の「責任在庫」はさらに、「義務的責任在庫」(obligatorische Pflichtlagerhaltung) と「任意的責任在庫」(freiwillige Pflichtlagerhaltung) に分けられる<sup>(31)</sup>。後者の「家庭内備蓄」はさらに、「基礎的備蓄」(Grundvorrat)、「追加的備蓄」(Ergänzungsvorrat)、「飲料備蓄」(Getränkervorrat) の3者に分けられる。

#### 2 責任在庫

責任在庫は、備蓄制度の中核を構成する制度である。現在のスイスの責任在庫は、基礎的供給を構成する、食料、エネルギー、医薬品の3分野の物資について行われている。ただしその他の分野の物資についても、基礎的供給を支援する目的で、一部分、責任在庫による保有がなされている。

責任在庫として保有されている物資は、スイスが供給危機による影響を受けている場合、又はスイスが国際的に放出を義務づけられている場合<sup>(32)</sup>にのみ、連邦国民経済大臣の決定により放出することができる (したがって、単なる物価抑制政策として、責任在庫を放出することはでき

<sup>(30)</sup> *Ibid.*, p.5.

<sup>(31)</sup> “obligatorische Pflichtlagerhaltung” を直訳すると「義務的な責務による在庫の保有」、 “freiwillige Pflichtlagerhaltung” を直訳すると「自由意思に基づく責務による在庫の保有」となるが、本稿ではそれぞれの実際の内容を踏まえ、前者を「義務的責任在庫」、後者を「任意的責任在庫」と意識した。

ない)<sup>(33)</sup>。

#### (1) 義務的責任在庫

連邦参事会は、(生命のために)特に重要な特定の物資を指定し、その備蓄を行うことを義務づけている。これが義務的責任在庫である。

義務的責任在庫を保有すべき物資として指定を受けているもの(指定物資)の内容は、定期的に見直され、情勢の変化に応じて品目の入れ替えが行われる。

各指定物資について、義務的責任在庫として保有すべき数量は、連邦国民経済省が決定する。2008-2011年における保有数量を定めるのが「責任在庫政策2008-2011」である。この政策は、「経済に関する国の供給戦略」及び2007年初めに行われた、供給リスクの検討結果に基づいて策定されている<sup>(34)</sup>。

##### ① 義務的責任在庫の内容

「責任在庫政策2008-2011」に掲載されている指定物資は、下記のとおりである。

###### 〔食料分野〕

- ・食料・家畜飼料(砂糖、米、食用油/食用脂、コーヒー、軟質小麦、硬質小麦、家畜飼料〔エネルギー含有作物(食用・飼料用の両方に使用される穀物を含む)、蛋白質含有作物])<sup>(35)</sup>

###### ・肥料

###### 〔エネルギー分野〕

- ・自動車燃料、ディーゼル燃料、航空機燃料、燃料油、天然ガス(石油随伴ガスとして)

###### 〔医薬品分野〕

- ・抗生物質、抗ウイルス薬

##### ② 民間による義務的責任在庫の保有と義務的責任在庫に関する契約

義務的責任在庫制度は、連邦政府と民間企業の契約により運営されている。指定物資を輸入する者又は当該指定物資を最初にスイス国内市場で販売する者(少量の輸入者又は一時的な輸入者等を除く。)は、連邦政府(連邦経済供給庁)との間で、義務的責任在庫に関する契約を締結しなければならない。義務的責任在庫に関する契約を締結する用意のある民間企業に限って、輸入許可が与えられる。

この契約を締結した民間企業は、契約期間の間、当該指定物資を、一定量、一定の品質で保管し、かつそれを定期的に更新するよう義務づけられる。連邦経済供給庁(又は同庁が公認した検査機関)は、毎年、義務的責任在庫の状況を、量と質の両面で検査する。

義務的責任在庫として保有される指定物資の所有権は、民間企業に属し、政府には属さない。換言すれば、現行のスイスの義務的責任在庫制度は、国家備蓄ではなく、民間備蓄である。定期更新した指定物資は、国が買い上げる等の措置が講じられないため、最終的には、当該企業の通常の販売ルートで売却される<sup>(36)</sup>。このため、義務的責任在庫を保有する民間企業は、保有する指定物資の品質を維持することが必要になる。

##### ③ 責任在庫機構と保証基金

義務的責任在庫の保有企業は、分野別に、責任在庫機構(Pflichtlagerorganisation)を設立している。責任在庫機構には、レゼルヴェスイス

<sup>(32)</sup> 例えば、国際エネルギー機関(IEA)は、石油市場の混乱が懸念される場合、IEA加盟各国が協調して石油備蓄を放出するよう決定することができる。

<sup>(33)</sup> Federal Department of Economic Affairs and Federal Office for National Economic Supply, "Standard lecture on maintaining compulsory stocks", 2007.4, p.6. スイス連邦経済供給庁ホームページ <<http://www.bwl.admin.ch/themen/00527/index.html?lang=en>>

<sup>(34)</sup> *op.cit.* (1), p.6.

<sup>(35)</sup> 硬質小麦は、パン等を作る強力粉の原料、軟質小麦は、菓子等を作る薄力粉の原料である。エネルギー含有作物、蛋白質含有作物は、いずれも家畜飼料用の様々な作物の総称である。

<sup>(36)</sup> このように、スイスの義務的責任在庫制度は、備蓄物資を一定期間保管した後に販売する「回転備蓄方式」をとっている。また、後述するように、義務的責任在庫として保有される物資は、一般の流通在庫と隔離して保管される。したがって、この義務的責任在庫制度は、単に流通過程の中で在庫に厚みを持たせるだけの制度ではない。

(réservesuisse；食料・家畜飼料)、スイス肥料責任在庫保有者受託所 (TSD；肥料)、カルブラ (Carbura；燃料)、ヘルヴェキュラ (Helvecura；医薬品) がある<sup>(37)</sup>。責任在庫機構は、民間の自主的組織である<sup>(38)</sup>。各機構は、義務的責任在庫を実際に保管する主体の一つとなる<sup>(39)</sup>ほか、当該在庫構築のための資金供給、その他の当該在庫に関するサービスの提供を行い、また、連邦経済供給庁を代行して、輸入業者に対する輸入許可を付与する等、義務的責任在庫に関して重要な役割を果たしている。

責任在庫機構の経費等、義務的責任在庫に要する費用を賄うため、義務的責任在庫の保有企業は、分野別に保証基金 (Garantiefonds) を積み立てている。指定物資の各輸入業者 (この場合には、少量の輸入者又は一時的な輸入者であっても、手数料を支払う義務を有する) は、輸入量に応じて、食料、エネルギー、医薬品等、各分野の保証基金に手数料を支払う。この基金は、義務的責任在庫に要する費用を補償するために用いられる。保証基金に拠出された手数料は、最終的には販売価格に上乘せされ、当該商品の消費者に転嫁される。

#### ④ 消費者による備蓄コストの負担

2006年における、義務的責任在庫の維持に係る費用は、約1億2,600万フラン (約116億8,800万円)<sup>(40)</sup>であった。この金額は、スイスの住民

一人当たりで換算すると、約17フラン (約1,580円) に相当する。分野別の住民一人当たり負担額<sup>(41)</sup>は、食料分野5.81フラン (約539円)、エネルギー分野10.84フラン (約1,006円)、医薬品分野0.21フラン (約19円) である<sup>(42)</sup>。

「責任在庫政策2008-2011」では、計画期間 (2008-2011年) における、義務的責任在庫の維持に係る費用を、年間約1億3,000万フラン (約120億5,900万円)、スイスの住民一人当たり17.30フラン (約1,600円) と見積もっている<sup>(43)</sup>。

義務的責任在庫の維持に係る費用は、1997年の約2億300万フラン (約188億3,000万円) から、2006年までの間に、約38%減少した。費用減少の主な理由としては、備蓄規模の縮小 (備蓄数量の削減、個別品目の備蓄廃止など。詳細については第IV章第1節を参照)、金利の低下、保管費用の節約等が挙げられている<sup>(44)</sup>。

#### ⑤ 連邦政府による支援措置

連邦政府は、義務的責任在庫制度を支援するため、以下の3つの優遇措置を講じている。

##### (i) 優遇金利及び融資保証

義務的責任在庫を保有する民間企業は、義務的責任在庫として保有する物資の価値額の水準まで、銀行から優遇金利 (LIBOR<sup>(45)</sup>レート) による融資を受けることができる。換言すれば、義務的責任在庫を構築するために使用する資金は、市場利率よりも低率で融資を受けることが

<sup>(37)</sup> *op.cit.* (1), p.9.

<sup>(38)</sup> 責任在庫機構の定款は、連邦政府による承認が必要であり、また、その業務は、連邦経済供給庁による監督を受ける。

<sup>(39)</sup> 例えば食料・家畜飼料分野の場合、義務的責任在庫として保有される物資は、レゼルヴェスイス傘下の「ベルン倉庫協同組合」(Lagerhaus-Genossenschaft Bern) がスイス全土に保有する倉庫等で、通常の流通から一旦隔離されて保管される (同 協同組合ホームページ <<http://www.lhgbern.ch/>>)。

<sup>(40)</sup> 以下本稿では、スイスフランを日本円に換算する場合、換算レートとして、IMF, *International Financial Statistics*, 2007.8 掲載の、2006年におけるスイスフランの対米ドル年平均相場を日本円に換算した値である、1スイスフラン=92円76銭を使用する。

<sup>(41)</sup> 端数処理のため、一人当たり分野別負担額の合計金額は、総額と一致しない。

<sup>(42)</sup> *op.cit.* (1), p.14.

<sup>(43)</sup> *Ibid.*, p.27.

<sup>(44)</sup> *Ibid.*, p.14.

<sup>(45)</sup> LIBOR (ライボー) とは、「ロンドン銀行間取引金利レート (London Inter Bank Offered Rate)」の略で、国際金融市場の中心ロンドンにおける、銀行間直接取引において、資金の出し手が示すレートをいう。金融機関が資金調達をするときの基準金利であるから、銀行から一般企業が融資を受ける際の金利よりも、当然低率になる。

できる。

連邦経済供給庁は、この便宜を供与している銀行に対して当該融資額を保証し、当該融資を受けた企業が、支払いに応じることができない場合には、銀行に当該融資額を返済する。ただし、この場合には、国は、当該企業が保有していた義務的責任在庫の物資を取得する。

(ii) 税の繰り延べ

当該企業は、義務的責任在庫の保有に関して、貸借対照表上で特別償却を行うことができる。これにより、当該企業は、税の繰り延べによる優遇を受ける<sup>(46)</sup>。

(iii) 統制時における義務的責任在庫物資の利用優遇措置

出荷割当制等の統制措置が講じられた場合でも、義務的責任在庫に関する契約を締結した企業は、その保有する義務的責任在庫物資の50%超を、自企業の業務に使用し、又は自企業の顧客に販売する権利を有する。

⑥ 食料分野における義務的責任在庫の水準

「責任在庫政策2008-2011」に定められた、食料分野における義務的責任在庫水準は、表2のとおりである。この政策では、食料に関しては、世界的な食料需給の動向と、データ解析の結果を踏まえ、従来（2004-2007年）の責任在庫水準を、そのまま維持することとされた<sup>(47)</sup>。

現在のスイスの一人一日当たり食料消費量は、3,300kcalである。供給危機が発生した場合、第II章第5節で述べた、経済に関する国の供給政策の政策手段を用いて、一人一日あたり2,300kcalの最小食料要求量を、6か月間確保する措置が講じられることとされている<sup>(48)</sup>。その際に基礎となるのは、表2で示した約4か月分の義務的責任在庫であり、これに通常の流通在庫と、輸入促進措置等による食料供給の増大分等を加えて、6か月分の最小食料要求量が確保されることになる。

表2 「責任在庫政策2008-2011」における、食料分野の義務的責任在庫水準

品目	2008年1月1日現在の 備蓄数量	2011年12月31日現在の 予定備蓄数量	充足月数
砂糖	75,000トン	75,000トン	4か月
コメ	13,100トン	14,000トン	4か月
食用油／食用脂	30,000トン	32,000トン	4か月
コーヒー	13,500トン	13,500トン	3か月
軟質小麦	160,000トン	160,000トン	4か月
硬質小麦	40,000トン	35,000トン	4か月
エネルギー供給作物、食用・ 家畜飼料用兼用穀物	270,000トン	270,000トン	3-4か月
蛋白質供給作物	47,000トン	47,000トン	2-3か月
窒素肥料（純窒素換算）	18,000トン	16,000～18,000トン	1栽培期間*

(出典) Eidgenössisches Volkswirtschaftsdepartement, *Pflichtlagerpolitik 2008-2011*, 2007, pp.16-19, 24.

(注\*) 義務的責任在庫によって1栽培期間の必要量の3分の1を賄い、残りの3分の2は、手持ちの肥料と、農場からの家畜糞尿で賄う。

(46) 特別償却とは、通常の減価償却よりも早期に償却するのを認めることである。特別償却が認められた場合、償却費の総額自体は通常の減価償却の総額と変わらないが、費用を前倒しで計上できるため、その期間に支払う法人税は少なく済む。この法人税の減少分を再投資、或いは借入金減額に回すこと等によって、企業は、通常の減価償却の場合よりも、多くの利益を得、又は支払い金利を節約することができる。このような効果を「税の繰り延べ効果」といい、特別償却は税の繰り延べ効果を有する。

(47) *op.cit.* (1), p.18.

(48) *op.cit.* (10), p.8.

(2) 任意的責任在庫

経済に関する国の供給制度の下では、連邦政府は、指定物資以外の生活にとって重要な物資についても、責任在庫を構築することができる。この場合には、輸入許可は必要ではなく、当該物資の輸入に際して輸入業者に手数料は課されない。その一方で、指定物資以外の物資については、保証基金がないので、当該物資の責任在庫を保有する企業が、その費用について補償を受けることもできない。

指定物資以外の物資について、連邦政府と責任在庫に関する契約を締結するか否かは、完全に企業の任意に委ねられている。しかし、一旦契約を締結した場合、当該企業は、義務的責任在庫の保有企業と全く同様の義務を負う。その見返りとして、当該企業は、前述の連邦政府の優遇措置を受けることができる。

「責任在庫政策2008-2011」では、任意の責任在庫を構築する、指定物資以外の物資として、以下のものを掲げている<sup>(49)</sup>。

〔食料分野〕

糖蜜（イースト菌の培地として使用）、イースト菌、塩

〔エネルギー分野〕

核燃料棒

〔医薬品分野〕

インシュリン、輸血用バッグ、ウイルス防護用マスク、検査用・手術用手袋

〔工業分野〕

プラスチック（軟質ポリエチレン、ポリスチレ

ン顆粒、ポリエチレンテレフタレート (PET) 顆粒、PETプリフォーム)<sup>(50)</sup>

3 家庭内備蓄

連邦参事会に対しては、家庭で備蓄を維持するよう奨励し、また購入に伴うパニックを避けるため、一般公衆に対して適切に広報を行うように定められている（経済に関する国の供給法第4条4項）。

この規定に基づいて、連邦経済供給庁は、1999年にパンフレット<sup>(51)</sup>を作成し、各家庭に対しても、非常事態に対処するため、備蓄を保有することを勧めている。これが家庭内備蓄である。その備蓄水準は、食料については、一人当たり14日分のエネルギー所要量を賄う水準に設定すべきものとされている<sup>(52)</sup>。

家庭内備蓄には、基礎的備蓄、追加的備蓄、飲料備蓄の3種類がある。

①基礎的備蓄

このパンフレットでは、日常的に使用する食料のうち、その大半を海外からの輸入に依存しているために、供給危機の際には配給制の適用を受ける可能性が高く、かつ長期間の保存に耐える、エネルギー供給源となるものについては、最優先で備蓄を構築すべきであるとしている。このような食料が、基礎的備蓄である。パンフレットで、基礎的備蓄として保有することを勧めている物資と、その一人当たり数量は、以下のとおりである。

・米またはパスタ 1-2 kg

(49) *op.cit.* (1), pp.24-27.

(50) 上記のプラスチックの原料はほとんど石油であるため、石油の供給が途絶した場合には不足することが見込まれる。軟質ポリエチレンは非常用の資材（砂袋、窓やドアの防護材等）の原料として不可欠な物資であり、また、ポリスチレン（発泡スチロールの原料）、ポリエチレンテレフタレート（PET；ペットボトルの原料）、PETプリフォーム（PETボトルの中間製品）は、いずれも食品包装に不可欠な物資とみなされた。このため、任意的責任在庫を構築する物資に掲げられた。

(51) パンフレットの英語版（Federal Office for National Economic Supply, "Household reserves-a last resort at times of shortage", 1999.2）は、連邦経済供給庁ホームページから入手できる（<http://www.bwl.admin.ch/dokumentation/00445/index.html?lang=en>）。本稿の内容は、英語版パンフレット、及び独語版要旨（連邦経済供給庁ホームページに掲載（<http://www.bwl.admin.ch/themen/00509/index.html?lang=de>））による。

(52) *Ibid.*, 英語版パンフレット, p.10.

- ・食用油 1-2 ℓ (または食用脂1-2 kg)
- ・砂糖 1-2 kg

## ②追加的備蓄

各家庭は、基礎的備蓄に加えて、家族の人数・年齢・健康状態・食習慣等に応じて、基礎的備蓄以外にも、食料その他の生活必需品の備蓄を保有することが推奨される。これが追加的備蓄である。

追加的備蓄の内容は、各家庭の状況に応じて多様であるため、物資の種類・数量について特定されていない(ただし、後述する非常食を除く。)が、パンフレットでは、追加的備蓄の例として、以下のものを掲げている。

- ・食料 (チーズ、肉類、魚類、缶詰の果物・野菜、クリスピーブレッド (クラッカーの一種)、チョコレート、スープ、茶、コーヒー等)。なお、乳児や病人等、特別な食事上の配慮を必要とする者には、それに適合した備蓄を保有する必要がある。
- ・その他の生活必需品 (マッチ、ロウソク、電池、石けん、トイレットペーパー、救急手当キット、医薬品、ペットフード、乳児用オムツ等)

追加的備蓄の中には、非常食 (Notproviant) が含まれる。非常食は、電気・ガスの供給途絶が長引いた場合に備える、調理しないで食べることができる日持ちのする食料 (缶詰、ビスケット、チョコレート等) をいう。パンフレットでは、各家庭が、2日分以上の非常食を備蓄すべきであるとしている<sup>(53)</sup>。

## ③飲料備蓄

パンフレットでは、各家庭は、給水が途絶し

た場合に備えて、2日分以上の水・ソフトドリンクの備蓄を保有すべきであるとしている<sup>(54)</sup>。これが飲料備蓄である。必要とされている一人当たりの飲料備蓄量は、ミネラルウォーター6ℓ (約2日分)、及び果実・野菜ジュースである<sup>(55)</sup>。

家庭内備蓄の保有は、勧められ、推奨されるものであり、法的に義務付けられたものではない。しかし、アンケート調査の結果では、典型的なスイス住民は家庭内備蓄を保有しており、かつその備蓄水準は、大部分の物資について、連邦経済供給庁の勧めるものと一致している<sup>(56)</sup>。

## IV 経済に関する国の供給政策と農政改革

### 1 経済に関する国の供給政策・責任在庫の縮小

スイスの、経済に関する国の供給政策と責任在庫は、1990年代後半から2000年代前半にかけて、大幅にその規模を縮小した。すなわち、第II章及び第III章で紹介した現行の制度は、縮小後の姿である。1990年代初めの冷戦の終結に伴って、スイスの地政学上のポジションが変化し、軍事的紛争の発生によって、同国への供給が全面的に途絶するリスクが存在しなくなった。このため、特に財政上の理由から、規模縮小が求められるようになったのである<sup>(57)</sup>。

第一に、責任在庫の品目が削減された。義務的責任在庫に関しては、この間に、石炭、茶、ココア、特別穀物<sup>(58)</sup>、石けん・洗剤、種子、潤滑油等が指定物資から除外され、責任在庫が解消された<sup>(59)</sup>。任意的責任在庫に関しては、

<sup>53</sup> Ibid.

<sup>54</sup> Ibid.

<sup>55</sup> Ibid.

<sup>56</sup> *op.cit.* (10), p.8.

<sup>57</sup> Eidgenössisches Volkswirtschaftsdepartement, "Änderungen des Landesversorgungsrechts treten am 1. Juli 2001 in Kraft (Pressemitteilung)", 2001.4.25、及びEidgenössisches Volkswirtschaftsdepartement, "Modernisierung der wirtschaftlichen Landesversorgung (Pressemitteilung)", 2002.5.30.による。いずれもスイス連邦政府ホームページのプレスリリースアーカイブ (<http://www.admin.ch/cp/d/index.html>) から入手できる。

更に大幅な削減が行われた。それまでは工業原料等の多岐にわたる物資について、任意的責任在庫が構築されていたが、備蓄方針が変更され、原則として、基礎的供給を支援するものだけを責任在庫の対象とすることとなった<sup>(60)</sup>。この方針変更の結果、任意的責任在庫の大部分を占めていた、鉄鋼・繊維原料等の工業原料の責任在庫が解消されることとなり<sup>(61)</sup>、2008年末までに解消が完了する見込みになっている<sup>(62)</sup>。今日、工業分野における任意的責任在庫は、前述（第Ⅲ章第2節(2)、注50）の理由に基づくプラスチックのみである。

第二に、責任在庫数量の削減が行われた。1999年に策定された、2000年～2003年の備蓄政策において、それまで概ね約6か月分の需要量を賄う水準で保有されてきた指定物資（砂糖、米、コーヒー等）の義務的責任在庫が、概ね約4か月分の需要量（表2参照）を賄う水準で保有するように改められ、過剰分は2003年末までに削減された<sup>(63)</sup>。

第三に、経済に関する国の供給組織の縮小が行われた。経済に関する国の供給政策の焦点を、重要な物資・サービスの短・中期的な供給不足に絞るため、2002年7月1日に組織再編が実施され、連邦経済供給庁の職員は大幅に削減された。また、政策の対象領域は、基礎的供給部門とインフラストラクチュア供給部門の2部門に整理され、「ミリツ・システム」に基づき、経済に関する国の供給制度の運営に、非常勤で携わる専門家の人数は、従来に比べてほぼ半減した<sup>(64)</sup>。

## 2 経済に関する国の供給政策から農業政策へ

このように、経済に関する国の供給政策と責任在庫が、その規模を縮小させている一方で、農業政策がスイスの食料供給確保に占める役割が高まりつつある。これは、以下の二つの理由によるものである。

第一は、経済に関する国の供給政策の下で、農業分野への増産命令・生産転換命令が、政策手段の一つとして位置付けられていることである。前述のように、現行の義務的責任在庫は、平均で約4か月分の需要量を賄う水準で保有されており、経済に関する国の供給政策の基本原則にいう「6か月間、市場に十分な（100%の水準の）量の供給を行うことを確保する」ためには、通常の農業生産に加えて、輸入の増大や、農業分野の増産・生産転換等、他の政策手段に依存せざるを得ない。通常の農業生産を行い、かつ、その増産命令・生産転換命令に即応するためには、スイス農業が十分な食料供給能力を備えている必要がある。

第二は、経済に関する国の供給政策が、その目標を、短・中期的な供給不足への対応に向けている点である。冒頭で述べたように、中・長期的な食料供給危機への対応策として有効であるのは、食料自給力の維持である。「責任在庫政策2008-2011」では、中国や発展途上国の経済成長に伴う食料需要の増大、水資源の需給動向（国内的・国際的な、食料生産に対する水資源の利用動向）、燃料目的での農産物の利用等を、今後のスイスの食料供給に影響を及ぼすリスク

58) 食用の大麦、カラス麦、トウモロコシ。なおこれらの穀物で家畜飼料用のものは、今日でも、指定物資（エネルギー含有作物、蛋白質含有作物）として、義務的責任在庫が行われている。

59) *op.cit.* (17), p.53. その一方で、天然ガス（2003年7月1日備蓄開始）、抗ウイルス薬（2004年4月1日備蓄開始）のように、新たに、指定物資として義務的責任在庫が開始された品目もある。

60) *op.cit.* (33), p.3.

61) *op.cit.* (17), p.53.

62) *op.cit.* (1), p.26.

63) Eidgenössisches Volkswirtschaftsdepartement, “Neue Schwerpunkte in der Pflichtlagerpolitik (Pressemitteilung)”, 1999.10.4. スイス連邦政府ホームページのプレスリリースアーカイブ〈<http://www.admin.ch/cp/d/index.html>〉から入手できる。

64) *op.cit.* (57)



のある事態として指摘している<sup>(65)</sup>。これらはまた、中・長期に及ぶ、世界的・構造的な食料供給不足を引き起こすリスクのある事態であり、食料自給力の維持・向上によって対応する必要がある。

連邦憲法は、特に農業に関して、第104条<sup>(66)</sup>で、連邦が、①国民の安全確実な生活保障、②自然的生活基盤の維持及び農耕景観の保存、③人口の国土居住の分散のために寄与すべく配慮すること、やむを得ない場合には経済的自由の原則に違背して、土地統制的な農民による経営を奨励すること、直接支払いを実施すること等を定めている。

### 3 「農業政策2011」における食料供給確保策

スイスでは、1992年以降、農政改革が段階的に進められており、現在では、その第四段階として、2008年～2011年を対象期間とする、「農業政策2011」(Agrarpolitik 2011)が実施されている。

「農業政策2011」の方向性は、従来の農政改

革で打ち出された、価格支持の削減を通じて規制緩和を推進し、スイス農業・食料の競争力を高めるという路線を継続し発展させるものである。価格支持措置の直接所得補償への置き換え、穀物・飼料関税の引き下げ、農業構造改善措置、農地利用の規制緩和、農産物販売促進のための施策強化等が、改革の内容として盛り込まれており、最終的には、経済面でも、エコロジー面でも、社会面でも、持続的な農業生産を通じて、連邦憲法第104条で定める農業の実現を目指している<sup>(67)</sup>。

2006年5月11日に連邦参事会が連邦議会に提出した「農業政策2011」の教書<sup>(68)</sup>では、この連邦憲法第104条のうち、第1項の内容が具体的に何を意味し、また、農政改革開始以降のスイス農業が、それをどの程度充足させてきたかについて述べている(同教書の1.1.2.及び1.2.2.)。この記述によれば、連邦憲法第104条第1項にいう住民の確実な生活保障とは、食料主権の概念(すなわち、各国が、固有の食料を供給する権利、及び食料として生産する品目と方法について自

(65) *op.cit.* (1), pp.16-17, 28.

(66) 「第104条 (農業)」

- 1 連邦は、農業が持続的で市場に適合的な生産をとおして、以下の事項のために本質的な寄与をすべく、配慮する。
  - a 全住民に対して確実な生活保障をおこなうこと。
  - b 自然的生活基盤を維持し、人工的景観を育成すること。
  - c 国土全体に集中的でない状態で人口分布をすること。
- 2 連邦は、農業の自助が期待できる場合にはこれを補完して、また、やむを得ない場合には経済的自由の原則に違背して、土地統制的な・農民による経営を奨励する。
- 3 連邦は、農業がその多機能的課題を達成するために、措置を講じる。連邦は、とりわけ、以下の権限及び課題を有する。
  - a 連邦は、生態学上の業績証明がなされることを前提にして、達成された成果にふさわしい報酬を農民に得させるために、直接的支払いにより、農民の収入を補完する。
  - b 連邦は、とりわけ、自然に親密で環境および動物に好意的な生産方式を、経済的に引き合う刺激によって奨励する。
  - c 連邦は、食料品について、その製造元、品質、製造方法および加工工程を明示することにかんする規則を制定する。
  - d 連邦は、肥料材料、化学製品およびその他の補助材料によって増大した侵害から、環境を保護する。
  - e 連邦は、農業にかんする研究、討論および訓練を奨励し、調査の助成をおこなうことができる。
  - f 連邦は、農民の土地所有を安定化するための規則を制定することができる。
- 4 連邦は、前項までに示した課題を達成するために、農業分野での目的の定まった手段および一般的な連邦の手段を用いる。(樋口陽一・吉田善明編『解説世界憲法集(第4版)』三省堂, 2001, pp.132-133.)

(67) 樋口 前掲注(6), pp.88-92.

己決定する権利)を含むものであり、単に農業生産力を潜在的に保持するだけでなく、市場において持続的な農業生産を実現することにより、達成することができるものである<sup>(69)</sup>。

さらに教書では、国際分業が一層進展する中で、大半の先進国は、固有の基礎的供給を維持することが必要であると判断し、自国の農業生産を支援し、その農業生産力を活用している。特に、日本、スイス、ノルウェーのように、自給率の低い国にとっては、固有の食料生産基盤を保有することが、極めて大きな重要性を持っており、それ故に、これらの国は、適切な自給を維持するため、現在のWTO農業交渉の場で連携している、と述べている<sup>(70)</sup>。

この連邦憲法で定める「住民の確実な生活保障」という目標を、スイス農業がどの程度充足しているかを計測する尺度としては、食料自給率があるが、教書によれば、農政改革の開始以降、スイスの食料自給率は約3%低下した。この間、国内の農業生産量は一定であり、一人当たりの食料消費量も一定であったが、スイスの人口が当該期間に約8%増加したため、それがそのまま食料自給率の低下に反映したと、教書では分析している<sup>(71)</sup>。

この認識を踏まえ、「農業政策2011」では、スイス農業の競争力強化を目標として掲げ、生産コストの削減によって外国農産物との価格格差を縮小し、また、販売促進のための施策を強

化すること等により、この目標の達成を図っている<sup>(72)</sup>。

おわりに

2007年7月4日、OECD(経済協力開発機構)とFAO(国連食糧農業機関)は、合同で、『農業アウトルック2007-2016』(“Agricultural Outlook 2007-2016”)を公表し、その中で「バイオ燃料生産向け原材料の需要増などの構造変化や過去の政策改革による余剰生産物の削減を背景に、今後10年間は(農業一次産品の)価格が歴史的な均衡水準を上回り続ける可能性がある。」と述べた<sup>(73)</sup>。石油価格の高騰と地球温暖化への対応を背景とした、トウモロコシのエタノール向け需要の増大等を受けて、2006年10月以降、シカゴ穀物相場の主要品目(トウモロコシ、小麦、大豆)は、騰勢を強めている<sup>(74)</sup>。

本稿で紹介したように、スイスの経済に関する国の供給政策と責任在庫は、現在縮小の方向にある。また、その現在の農業政策である「農業政策2011」は、規制緩和を推進し、スイス農業・食料の競争力を高めることを通じて、連邦憲法第104条に掲げられた農業(その一つが「住民の確実な生活保障」の寄与への配慮である。)の実現を図っている。

食料・エネルギーの需給が両方とも逼迫しており、かつ、両部門が同時に供給危機に陥る

(68) Botschaft zur Weiterentwicklung der Agrarpolitik vom 17. Mai 2006 (Agrarpolitik 2011). スイス連邦政府ホームページ <<http://www.admin.ch/ch/d/ff/2006/6337.pdf>> なお、教書(Botschaft)とは、連邦参事会が連邦議会に政策案を提出する形式をいう。スイスの立法過程では、連邦参事会は政府草案を連邦議会に提出する前に、各邦、政党、関係団体、利害関係者等に提示して協議し、意見を求める必要がある。その意見・修正要求を受けて、連邦参事会は草案を修正し、教書として連邦議会に提出する(The Swiss Federal Chancellery, “The Swiss Confederation-a brief guide 2007”, p.30. スイス連邦政府ホームページ <<http://www.bk.admin.ch/dokumentation/02070/index.html?lang=en>>))。

(69) *Ibid.*, pp.20-21.

(70) *Ibid.*

(71) *Ibid.*, pp.25-26.

(72) *Ibid.*, pp.57-58.

(73) 「OECD-FAO 農業アウトルック2007-2016 日本語要約」2007.7, OECDホームページ <<http://www.oecd.org/dataoecd/55/37/39098113.pdf>>

(74) 『『食料小国』の拭えぬ不安、日本を取り巻く内憂外患』『週刊ダイヤモンド』4188号, 2007.7.21, pp.34-36.

スタが高まっている今日では、このスイスの、経済に関する国の供給政策と農業政策が、食料に関するリスク対応という政策目的を達成し得るか否か、その有効性が、改めて問われている。

## 付 我が国の主要な備蓄制度の概要

以下では、スイスの備蓄政策との比較に供するため、現行の我が国の主要な備蓄制度及び備蓄量の概要について簡潔に述べる。スイスと比較した、食料に関する我が国の備蓄の特徴は、備蓄物資を、主として国が自ら保有するか、あるいは特定の法人に補助金を支給して行っている点にある。これは両国の法制度の違いによるところが大きいと考えられる。また、備蓄量の比較については、我が国の人口規模も考え合わせる必要がある。

なお、以下の記述は、原則として2007（平成19）年末現在の情報による。また、現行の我が国の備蓄制度を全て網羅したものではない。例えば地方公共団体、企業、家庭等が行っている、災害対応のための物資の備蓄については、ここでは取り上げなかった。

### 1 食料分野

#### (1) 米

米については、国（食糧管理特別会計）が、適正備蓄水準を100万トン程度（10年に一度の不作や、通常程度の不作が2年連続した事態にも国産米をもって対処しうる水準）として、回転備蓄方式で保有するよう、運営を行っている。2006/07年（平成18年7月から19年6月までの1年間）の我が国の米の需要実績（837万4,800トン）<sup>(75)</sup>に照らせば、100万トンは、43.6日分に相当する。

2007（平成19）年10月29日、農林水産省農政改革三対策緊急検討本部は「米緊急対策」を決定し、備蓄水準を適正水準（100万トン）まで積み増すこととし、34万トンを2007年内に買入れ、市場への放出は、当面、原則として抑制することとした<sup>(76)</sup>。

#### (2) 食糧用小麦

食糧用小麦については、国（食糧管理特別会計）が、外国産麦の月平均需要量の約1.8か月分相当量（約75万トン）を、政府在庫として保有している。

この政府在庫と、民間が通常の需給操作に必要な在庫として保有している量を合わせて、外国産麦の月平均需要量の2.3か月分が、不測の事態に備え、国全体で保有しておく必要のある外国産麦の数量となっている<sup>(77)</sup>。

#### (3) 飼料穀物

飼料穀物については、社団法人 配合飼料供給安定機構を事業主体とする飼料穀物備蓄対策事業が、1976（昭和51）年から行われている。

畜産経営に必要な配合飼料は、輸入依存度の大きい飼料穀物を主原料とする。このため、原料が短期的に逼迫する事態に備え、配合飼料供給安定機構は、自ら、配合飼料の主原料であるとうもろこし（配合飼料の原料に占める割合49%、輸入依存度100%）・こうりゃん（配合飼料の原料に占める割合6%、輸入依存度100%）を所有（ただし、保管は民間に寄託）し、地域ごとの配合飼料の生産量などを踏まえ、全国の33の港湾地域に配置している。現在の備蓄量は、とうもろこし・こうりゃん合わせて60万トンである。

配合飼料供給安定機構は、飼料穀物の短期的

(75) 農林水産省「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」（平成19年11月30日公表），p.7. <[http://www.maff.go.jp/j/soushoku/keikaku/beikoku\\_sisin/h191130/pdf/data2.pdf](http://www.maff.go.jp/j/soushoku/keikaku/beikoku_sisin/h191130/pdf/data2.pdf)>

(76) この「米緊急対策」では、全農が、自らの保有する平成18年産米の販売残（10万トン相当）の全量を非主食用（飼料）で処理し、国が、全農に対して応分の助成を用意することも、併せて決定された。

(77) 農林水産省「麦の需給に関する見通し」（平成19年3月），p.34. <[http://www.maff.go.jp/j/soushoku/boueki/mugi\\_zyukyuu/pdf/jikyuu.pdf](http://www.maff.go.jp/j/soushoku/boueki/mugi_zyukyuu/pdf/jikyuu.pdf)>

な需給逼迫等の場合には、備蓄飼料穀物の放出又は貸付けを行う。同機構に対しては、国から補助金が交付される。

これに加えて、大麦など35万トンの飼料穀物の備蓄が農林水産省において行われており、飼料穀物の現在の備蓄量は、合計で約95万トン（配合飼料主原料の約1か月分）となっている<sup>(78)</sup>。

#### (4) 食料用大豆

食料用大豆については、社団法人大豆供給安定協会を事業主体とする大豆備蓄対策事業が、1974（昭和49）年から行われている。大豆供給安定協会は自ら備蓄大豆を所有（ただし保管は民間に委託）し、大豆の一時的・短期的な需給逼迫、価格高騰等の場合に、備蓄大豆の放出又は貸付けを行う。同協会に対しては、国から補助金が交付される。

2007（平成19）年度においては、3.5万トン（年間需要の約2週間分）の輸入大豆の備蓄を実施している。なお、3.5万トンのうち1,800トンについては、試行的に、非遺伝子組み換え大豆（遺伝子組換えでない大豆）で備蓄が行われている<sup>(79)</sup>。非遺伝子組み換え大豆の備蓄量は、2008（平成20）年度には、さらに積み増すことが計画されている<sup>(80)</sup>。

この備蓄分と、民間が通常の需給操作に必要な在庫として保有している量（約17日分）を合わせて、食料用大豆の月平均需要量の約1か月分が、不測の事態に備え、国全体で保有している数量となっている<sup>(81)</sup>。

現在、国の食料・家畜飼料部門の備蓄に要す

る費用は、年間で、米が約80億円、食糧用小麦が約70億円、飼料穀物が約4億円、食料用大豆が約3.4億円の、総計約157.4億円である<sup>(82)</sup>。

なお、政府は、輸入依存度の高い、食糧用小麦、飼料穀物、大豆について、上記の備蓄水準を引き上げる方向で検討に入ると報じられている<sup>(83)</sup>。

## 2 エネルギー分野

### (1) 石油

我が国の石油備蓄は、「石油の備蓄の確保等に関する法律」（昭和50年法律第96号）に基づき、国家備蓄と民間備蓄の二本立てにより構成されている。1972（昭和47）年度から民間備蓄、1978（昭和53）年度から国家備蓄が開始されている。その概要は表3のとおりである。このうち、民間備蓄については、流通過程の中で、原油及び石油製品として保有する備蓄形態がとられている。

2007（平成19）年11月末現在の、国家備蓄・民間備蓄を合わせた石油備蓄量は、製品換算で8,911万kl（5.6億バレル）、185日分に達しており、国家備蓄・民間備蓄とも、備蓄目標量（国家備蓄では5,100万kl、民間備蓄では内需量の70日分）を満たしている。

### (2) 液化石油ガス（LPG）

LPGは、原油や天然ガスの採掘に伴って、または石油精製の過程において得られるガスである。我が国のLPG備蓄は、「石油の備蓄の確保等に関する法律」に基づき、国家備蓄と、民間備蓄の二本立てにより構成されている。

(78) 配合飼料供給安定機構「飼料穀物備蓄対策事業」〈<http://mf-kikou.lin.go.jp/kikou/gaiyou4.htm>〉；農林水産省「我が国の農産物備蓄の状況」〈<http://www.maff.go.jp/j/zyukyu/ampo/data3-1.html>〉。なお、上記の備蓄とは別に、配合飼料メーカーに対して、使用量の概ね1か月分の在庫を確保するよう指導が行われている。

(79) 大豆供給安定協会「平成19年度事業計画」公益法人情報公開共同サイトのホームページ〈<http://www.disclo-koeki.org/03a/00569/9.pdf>〉

(80) 「備蓄大豆、非GMを倍増」『日本農業新聞』2008.1.11.

(81) 「小麦・大豆の備蓄拡大方針、農水省、食料確保に危機感」『読売新聞』2008.1.1.

(82) 同上

(83) 「小麦・大豆の備蓄拡大、国際争奪戦が激化、農水省方針」『読売新聞』2008.1.1.

表3 我が国の石油備蓄制度の概要

	国家備蓄	民間備蓄
備蓄主体	国（管理を、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構に委託）	石油精製業者、石油販売業者及び石油輸入業者
備蓄日数 (2007年11月末現在 石油備蓄法〔注〕ベース)	100日分	84日分
現行備蓄数量 (2007年11月末現在)	4,843万kl（製品換算）	4,068万kl（製品換算）
備蓄内訳 (2007年11月末現在)	原油5,098万kl (約3.2億バレル)	製品2,154万kl (約1.4億バレル) 原油2,014万kl (約1.3億バレル)
現行備蓄目標	5,100万kl	内需量の70日分

(出典) 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 (JOGMEC) 「我が国の石油・石油ガス備蓄」〈[http://www.jogmec.go.jp/japan/oil\\_stock/oil\\_stock\\_2.html](http://www.jogmec.go.jp/japan/oil_stock/oil_stock_2.html)〉から、一部を省略して作成。四捨五入のため、内数と計は一致しないこともある。

(注) 石油備蓄法：「石油の備蓄の確保等に関する法律」

民間備蓄は、1981（昭和56）年度から開始され、LPG輸入業者に対して、年間輸入量の50日分に相当する量（基準備蓄量）の備蓄を義務付けることにより実施している。2007（平成19）年11月末現在、LPGの民間備蓄保有量は、214万6千トン（輸入量の64.4日分）であり、基準備蓄量（174万1千トン）を上回っている。

国家備蓄に関しては、1992（平成4）年6月の石油審議会石油部会液化石油ガス分科会報告を受けて、1993（平成5）年度から、150万トン（輸入量の約40日分相当）の国家備蓄を目標として、5ヵ所で国家備蓄基地の整備が開始された。2005（平成17）年8月から、完成した国家備蓄基地へのLPGの備蓄が開始され、2007（平成19）年11月末現在、LPGの国家備蓄保有量は、60万8千トン（輸入量の約18.2日分）に達している<sup>(84)</sup>。

2005（平成17）年度の我が国のLPG需要量は、約1,840万トンであるため<sup>(85)</sup>、2007（平成19）年

11月末現在、我が国のLPG備蓄水準は、民間備蓄、国家備蓄合わせて、LPG需要量の約54.6日分に相当する。

### 3 医薬品分野

#### (1) 新型インフルエンザに関する国の備蓄

2005（平成17）年12月に策定（2007（平成19）年10月に改定）された『新型インフルエンザ対策行動計画』では、現在の流行の段階では、抗インフルエンザウイルス薬の確保すべき量を決定し、備蓄を開始することが定められている。同行動計画によれば、治療薬であるリン酸オセルタミビル（商品名：タミフル）については、必要量2,500万人分のうち、2,100万人分を国及び都道府県の備蓄（そのうち1,050万人分が国の備蓄）によって賄うことを目標とする<sup>(86)</sup>。また、治療薬であるザナミビル水和物（商品名：リレンザ）については、60万人分の国の備蓄を構築することを目標とする<sup>(87)</sup>。このほか、同行動計画

84 資源エネルギー庁石油流通課「LPガス備蓄の現況」（平成20年1月）〈<http://www.enecho.meti.go.jp/info/statistics/lpgasu/pdf/h20/080115lpg.pdf>〉；「特集:動き出したLP国家備蓄」『Jogmec news』vol.1, 2005.9, pp.6-9.

85 日本LPガス協会『LPガスの概要』2007.3, p.7. 〈[http://www.j-lpgas.gr.jp/data/01/pdf/LPG\\_gaiyou\\_2007.pdf](http://www.j-lpgas.gr.jp/data/01/pdf/LPG_gaiyou_2007.pdf)〉

86 『新型インフルエンザ対策行動計画（平成19年10月改定）』鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議、2007, pp.32-33. 内閣府ホームページ〈<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/kettei/071026keikaku.pdf>〉なお、必要量と備蓄量の差である400万人分は、通常の国内の流通量で賄う。

87 同上 p.33. なお、このほかに15万人分を、通常の国内の流通量として見込んでいます。

では、現在の流行の段階で、予防投与に必要な抗インフルエンザウイルス薬、プレパンデミックワクチン<sup>(88)</sup>原液、医療資材等について、国の備蓄を構築すること等が定められている<sup>(89)</sup>。

(2) その他のワクチン等の国の備蓄

伝染病等の予測及び需給の見通しが困難である一方で、製造に長期間を要する等の特殊性を有するワクチン等については、緊急時の対処等を目的に国家買上げを行い、一定量を全国9か所の保管場所に保管備蓄している<sup>(90)</sup>。2007（平成19）年7月現在、国が備蓄しているワクチン等は、コレラワクチン、乾燥組織培養不活化狂犬病ワクチン、乾燥ガスえそウマ抗毒素、乾燥E型ボツリヌスウマ抗毒素、乾燥A・B・E・F型（多価）ボツリヌスウマ抗毒素、乾燥ジフテリアウマ抗毒素の6品目である<sup>(91)</sup>。

4 工業分野

レアメタル（地球上にその存在が稀であるか、又はその抽出が経済的・物理的に非常に困難な金属の総称）に関しては、供給のほとんどを海外に依存し、かつ供給リスクが大きい、ニッケル、クロム、タングステン、コバルト、モリブデン、マンガン、バナジウムの7鉱種について、1983（昭和58）年度から、国内基準消費量の60日分（うち国家備蓄が42日分（全体の7割）、民間備蓄が18日分（全体の3割））を目標として、官民協力による備蓄が開始されている。

国家備蓄は、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構が、備蓄倉庫で一元集中管理し、民間備蓄は、民間企業が、各事業所で個別に管理する形で行われる。

2007（平成19）年3月末現在のレアメタル備蓄の水準は、表4のとおりである。国家備蓄・

表4 レアメタルの備蓄状況

鉱種・品目	国 家 備 蓄			民間備蓄（通常在庫とは別枠管理）		
	備蓄目標量(t) (42日分相当量)	平成19年3月末現在		備蓄目標量(t) (18日分相当量)	平成19年3月末現在	
		数量(t)	日 数		数量(t)	日 数
コ バ ル ト	251	145	24.2	108	62	10.4
タングステン	579	293	21.2	248	175	12.7
バナジウム	641	326	21.4	275	207	13.6
モリブデン	1,771	886	21.0	759	390	9.2
ニ ッ ケ ル	19,505	9,753	21.0	8,359	4,180	9.0
マ ン ガ ン	43,183	32,665	31.8	18,507	9,253	9.0
ク ロ ム	94,853	68,596	30.4	40,651	20,222	9.0
			24.4			10.4

(出典) 資源エネルギー庁鉱物資源課『レアメタル備蓄と主な論点について』（平成19年5月11日 総合資源エネルギー調査会鉱業分科会レアメタル対策部会（第10回）配付資料），p.5. 経済産業省ホームページ〈<http://www.meti.go.jp/committee/materials/downloadfiles/g70529c05j.pdf>〉

(注) ニッケル及びコバルトは純分量、他はグロス量。  
ただし、民間備蓄のタングステン、バナジウム及びモリブデンは純分量をグロス量に換算。

(88) 新型インフルエンザの流行初期に効果が期待されるワクチン。

(89) 前掲注(86), pp.33, 34, 36. なお、2008（平成20）年1月15日に行われた閣僚懇談会では、当該時点で、タミフル約2,800万人分、プレパンデミックワクチン約1,000万人分の備蓄が行われている旨、厚生労働大臣から説明が行われた。厚生労働省「大臣等記者会見-閣議後記者会見概要(平成20年1月15日)」〈<http://www.mhlw.go.jp/kaiken/daijin/2008/01/k0115.html>〉

(90) 厚生労働省医薬食品局「平成19年全国厚生労働関係部局長会議資料」から「9.ワクチン等対策」〈<http://www.mhlw.go.jp/topics/2007/bukyoku/iyaku/c9.html>〉

(91) 岡部信彦・多屋馨子『予防接種に関するQ&A集 2007』細菌製剤協会, 2007, pp.25-26.

民間備蓄の双方とも、いずれの鉱種についても、備蓄目標量を下回っている（国家備蓄分については備蓄目標42日分に対して24.4日分、民間備

蓄分については備蓄目標18日分に対して10.4日分）。

（ひぐち おさむ 農林環境課）